

平内町熊撃退スプレー購入補助金交付要綱

制定 令和4年11月14日

改正 令和6年 8月 9日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、熊による危害を防止し町民生活の安全を守ることを目的とし、熊撃退スプレーを購入する者に対して、購入費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、平内町補助金交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が適当と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 平内町に住所を有し、かつ居住している者。ただし、事業所等の法人は除く。
- (2) 町税の滞納がない者。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象経費は前条の補助対象者が申請年度内に購入した熊撃退スプレーの本体分とし、熊に対して効果が認められないものは対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、熊撃退スプレー本体分の2分の1に相当する額（100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てる。）とし、1件につき5,000円を上限とする。

- 2 同時に2個以上購入した場合、その数にかかわらず1件とする。
- 3 同一年度において申請を行えるのは、1人につき1件とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定により、平内町熊撃退スプレー購入補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することを決定した場合にあっては、平内町熊撃退スプレー購入補助金

交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第 7 条 補助対象者は、熊撃退スプレーを購入したときは、平内町熊撃退スプレー購入補助金実績報告書（様式第 3 号）に次の各号に該当する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1）補助金実績報告書（様式第 3 号）
- （2）経費に係る領収書等の写し
- （3）熊撃退スプレーの写真
- （4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 8 条 町長は前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査等により交付すべき補助金の額を確定し、平内町熊撃退スプレー購入補助金確定通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第 9 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた対象者は、平内町熊撃退スプレー購入補助金交付請求書（様式第 5 号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第 10 条 町長は、偽りその他の不正な手段で領収書が提出されていることが判明したときは補助金の返還を求めるものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 9 日から施行する。